

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年3月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月28日から同年4月21日まで縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川向地区	琴平町農政土木課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中股東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 池田股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 土佐の湯地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) ふろ股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 榊池地区	〃